

令和6年第4回鬼北町議会定例会

令和6年12月12日（木曜日）

○議事日程

令和6年12月12日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 承認第7号 町長の専決処分（令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第5号））の承認について
- 日程第7 選挙第1号 鬼北町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第8 議案第65号 鬼北町病児・病後児保育施設設置条例の制定について
- 日程第9 議案第66号 鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第67号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第68号 鬼北町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第69号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第70号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第71号 鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第72号 鬼北町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第73号 鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第74号 財産の取得について
- 日程第18 議案第75号 令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について

- 日程第 19 議案第 76 号 令和 6 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）  
について
- 日程第 20 議案第 77 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
について
- 日程第 21 議案第 78 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
（第 1 号）について
- 日程第 22 議案第 79 号 令和 6 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
について
- 日程第 23 議案第 80 号 令和 6 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算  
（第 2 号）について
- 日程第 24 議案第 81 号 令和 6 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）につ  
いて
- 日程第 25 議案第 82 号 令和 6 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）につ  
いて
- 日程第 26 議案第 83 号 令和 6 年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第 1 号）に  
ついて
- 日程第 27 議案第 84 号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第 28 議案第 85 号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財  
産処分について
- 日程第 29 議案第 86 号 南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数  
の減少及び規約の変更について
- 日程第 30 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に  
ついて
- 日程第 31 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい  
て
- 日程第 32 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 33 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい  
て
- 日程第 34 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 承認第 7 号 町長の専決処分（令和 6 年度鬼北町一般会計補正予算

(第5号)の承認について

- 日程第7 選挙第1号 鬼北町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第8 議案第65号 鬼北町病児・病後児保育施設設置条例の制定について
- 日程第9 議案第66号 鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第67号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第68号 鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第69号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第70号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第71号 鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第72号 鬼北町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第73号 鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第74号 財産の取得について
- 日程第18 議案第75号 令和6年度鬼北町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第19 議案第76号 令和6年度鬼北町用品調達特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第77号 令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第78号 令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第79号 令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第23 議案第80号 令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第24 議案第81号 令和6年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)につ

- いて
- 日程第 2 5 議案第 8 2 号 令和 6 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）につ  
いて
- 日程第 2 6 議案第 8 3 号 令和 6 年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第 1 号）に  
ついて
- 日程第 2 7 議案第 8 4 号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第 2 8 議案第 8 5 号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財  
産処分について
- 日程第 2 9 議案第 8 6 号 南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数  
の減少及び規約の変更について
- 日程第 3 0 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に  
ついて
- 日程第 3 1 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい  
て
- 日程第 3 2 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 3 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい  
て
- 日程第 3 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 坂 本 一 仁	2 番 兵 頭 稔
3 番 高 橋 聖 子	4 番 中 山 定 則
5 番 山 本 博 士	6 番 赤 松 俊 二
7 番 松 下 純 次	8 番 芝 照 雄
9 番 福 原 良 夫	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 末 廣 啓	1 2 番 程 内 覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町	長	兵頭誠亀	副町長	井上建司
企画振興課長	小川秀樹	総務財政課長	水野博光	
危機管理課長	東英範	町民生活課長	善家直邦	
保健介護課長	谷口美穂	環境保全課長	森明	
農林課長	奥藤幸利	森林対策室長	奥藤幸利	
建設課長	佐子司	水道課長	佐子司	
日吉支所長	山本万里	会計管理者	山本雄大	
水道課主幹	二宮洋之	教育長	行定洋嗣	
教育課長	佐々木健次	農業委員会会長	谷口雄記	
農業委員会事務局長	奥藤幸利	代表監査委員	田中清志	

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和6年第4回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

令和6年第4回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

御案内のとおり、石破内閣において、11月22日に総合経済対策が取りまとめられました。

この経済対策は、日本経済、地方経済の成長、物価高の克服、国民の安心・安全の確保の三本柱で構成されており、これらの裏づけとなる令和6年度一般会計補正予算1兆3,433億円が、現在開会中の国会に提出され、年内の成立を目指して審議をされているところであります。

これらと経済対策は、我がまちの本定例会に上程しております町の議案には反映しておりませんが、町といたしましても、国政の動きを注視し、今後、速やかに対応してまいりたいと考えております。

本日の定例会には、専決処分に伴う一般会計補正予算1件、条例の制定1件、条例の改正8件、財産の取得1件、令和6年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算5件、企業会計補正予算3件、市町総合事務組合に係る規約変更、財産処分各1件、規約の変更1件を提案いたしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和6年第4回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、7番、松下純次議員、8番、芝照雄議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間と決定をしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、小学校、中学校、学校給食センター、学校給食共同調理場、教育課及び診療所の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和6年8月分、9月分及び10月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告をします。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、重要な事項としましては、令和6年11月13日に、東京都で開催されました第68回町村議会議長全国大会に参加をいたしました。

大会においては、東日本大震災及び令和6年能登半島地震等からの復旧復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立を求める特別決議、少子化対策の推進及び東京一極集中の是正を求める特別決議、そのほか、決議28件及び要望9件等が承認されました。

その内容は、議会事務局に保管をしておりますので、後刻、お目通しください。

次に、10月の第62回四国地区町村議会議長会研修会及び11月の常任委員会視察研修に議員を派遣しましたので、議会広報常任委員長から報告を受けます。

○議会広報常任委員会委員長（松浦 司君）

令和6年度第62回四国地区町村議会議長会について御報告をいたします。

去る令和6年10月31日に、四国地区町村議会議長会研修会がサンポート高松で開催されました。

はじめに長年の貢献をたたえ表彰が行われ、我がまちの程内覚議長が表彰されました。改めまして、お祝いを申し上げます。おめでとうございます。

○議長（程内 覚君）

ありがとうございます。

○議会広報常任委員会委員長（松浦 司君）

その後、基調講演があり、講師として、香川大学特任教授地域強靱化研究センター長の金田義行氏より、「南海トラフ大地震災害を乗り越えるために能登半島地震の教訓を生かす」と題して講演がありました。

今、我がまちでも重要視されていることであり、大変参考になる内容で、その中でも震災後に復旧するのではなく、事前に復旧計画を立てて、有事の際に速やかに実施することが早期の復旧につながるという講演でございました。

次に、タレントで元参議院議員の西川きよし氏から「人生は小さなことからコツコツと」と題して講演がございました。漫才師の頃から聞いてきた言葉であります、ユーモアたっぷりの話の中、改めて人生を見直すいい機会となりました。

翌11月1日は、西条市の「いとまち」を視察し、恩返し市民参加型プロジェクトとして、株式会社アドバンテック会長、山名正英氏の思いで、2017年に発足した糸プロジェクトの再生可能エネルギーと省エネルギー技術を導入し、災害時に3日間、800人分の非常用電源、水、そして食料を提供できる防災拠点としての機能も併せ持つ施設でございました。

再生可能エネルギーの地産地消RE100に向けた取組も行い、持続可能な社会を実現するテクノロジーと人、物、ことの交流が生み出す新たな地方再生の拠点となっています。

森林資源の循環利用による脱炭素化を目指している我がまちとしても、今後、連携を取り、持続可能なまちづくりの参考になる大変意義のある視察でした。

以上で議員研修会の報告を終わります。

続きまして、常任委員会の報告をいたします。

去る11月6日、岡山県美咲町議会で視察研修を行いました。まず、美咲町広報広聴常任委員会副委員長、板垣正寿氏より、議会だよりの概要について説明をいただき、続いて、広報委員の松田英二氏から、動画配信や議会住民参加の報告をいただきました。その後、議会改革及び広報紙について意見交換を行い、持続可能な美咲町議会の取組事例や、課題である議員のなり手不足、若者の議会離れ、人口減少率県内ワーストワンへの対応など議員全員で共有されており、メディアミックス構想では、議会だよりは、もとより、議会HP、SNS、みさきテレビ、新聞等のメディアに積極的に情報提供を行い、コストを抑え、議会の活動の情報発信を行っておられます。

また、美作大学や美作短期大学部とのSDGsパートナーシップ包括協定の締結、議会アンバサダー制度の新設、シティズンシップ教育など、多くの事業に取り組まれております。

議会改革では、ペーパーレス議会、オンライン委員会、出前議会、議会BCP、議会アカデミーなどに取り組まれ、現在は、定例議会オンライン化を働きかけておられます。

広報広聴常任委員会では、議会だよりの編集マニュアルを策定され、定例会前に年4回発行をされております。全国町村議会広報コンクールにおいて、4度表彰をされるなど活発な活動をされております。

鬼北町でも学んだことを今後の委員会活動に生かし、情報発信に力を入れ、開かれた議会、町民に分かりやすい広報活動をしていきたいと考えております。

以上で広報常任委員会研修の報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、9月議会定例会以降の行動状況

を提示いたしております。

9月21日、奈良山等妙寺史跡公園落成式、10月25日、ネイチャーホテル・ナルカワ落成式、それぞれ議員各位にも御参加をいただき感謝をいたしております。両施設において、より多くの方々に利用していただけますよう関係者との協議を進めてまいります。

続きまして、10月、11月の要望活動。10月29日、四国西南地域道路整備促進協議会中央要望。10月6日、愛媛県道路関係期成同盟会合同中央要望。11月11日、災害復旧促進全国大会。11月12日、治水事業全国大会。11月14日、治水砂防促進大会。11月20日、21日、治山林道の集い及び中央要望など上京をいたしました。

ポイントは、防災・減災国土強靱化5か年加速化対策の3年が経過しようとしている中、大規模災害に耐え得る強靱な国土形成には、なお一層の時間と予算が必要であるとの見解で一致し、当計画終了以降においても、しっかりとした継続した予算獲得を目指すこととして、国、そして関係国会議員への要望書に盛り込まれました。

12月6日、7日、ミライコネクト鬼北町参加のため上京してまいりました。これは都市圏において地方創生、地域連携に興味がある方、地方で起業したい、鬼北町の現状を知りたい方、サテライトオフィスの候補地を探している方などをはじめ、鬼北町出身者、北宇和高校に在籍している保護者の方など、鬼北ゆかりの方も含め40名、鬼北の食材を楽しみながら、参加者同士が話し合う時間も設定し、鬼北の新たな可能性、新たな出会いをつくる時間となりました。

成川溪谷休養センターの離れ、そして旧等妙寺史跡公園、ワーケーション施設（Warmth）の説明に特に興味を持っていただいたようです。

今後も事業推進について御理解・御支援を賜りたいと思います。

その他、事業、会議について省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、報告終わります。

○議長（程内 覺君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、中山定則議員、山本博士議員、高橋聖子議員、兵頭稔議員、末廣啓議員、以上の5名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は、質問席へ移動してください。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番、中山定則です。

先の通告のとおり一般質問を行います。

○議長（程内 覺君）

中山議員、一般質問を一問一答方式で行います。

よろしく申し上げます。

○4番（中山定則君）

はい。質問1、本庁舎付近の公共施設の整備等について。

現在、本庁舎付近の公共施設に、本庁舎別館、広見保健センター、仮庁舎、広見体育センター、広見町民会館、近永公民館、公用車駐車場、公用車車庫があります。

令和3年3月策定の鬼北町公共施設個別施設計画では、建て替え、大規模改修等の整備方針が示されていますが、これらの公共施設の管理運営等は、総合的な視点で行うことが必要だと考えています。

次のことについて伺います。

（1）現在、教育委員会事務局、保健介護課は、本庁舎・別館外にありますが、住民サービスの向上、行政事務の効率化のため、本庁舎・別館内に配置すべきと考えます。広見保健センター、広見町民会館の改修、建て替え計画時点で本庁舎の配置見直しを検討することはできないか伺います。

（2）広見町民会館、広見体育センターは、建築後48年たち老朽化しています。町民の福祉の増進のため、建て替え計画のときに、利用計画、管理運営計画を詳細に立てるとともに、近永工場跡地未利用地の施設整備も考慮する必要があると考えます。

町長のお考えを伺います。

以上、申し上げます。

○議長（程内 覺君）

中山議員、（3）について。

○4番（中山定則君）

すみません。（3）公用車利用の適正化の観点から、公用車の必要性、利用状況を調査し、計画的に公用車車庫、公用車駐車場の整備をする考えはないかを伺います。

以上、お願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の本庁舎付近の公共施設の整備等についての御質問にお答えをいたします。

1点目の教育委員会事務局、保健介護課の配置見直しを検討することはできないかとの御質問です。

現在、教育委員会事務局及び保健介護課につきましては、それぞれ町民会館及び広見保健センターに配置しており、本庁舎・別館内にはありませんが、いずれも本庁舎に隣接していることから、住民サービスに大きな支障が生じているとは考えておりません。

しかしながら、町としては、より一層住民サービスの向上、またワンストップサービスに努めるべきとの観点から、町民生活課の窓口に来られた住民の方が、保健介護課の手続きも併せて行う必要がある場合には、保健介護課職員が町民生活課の窓口に向いて対応しているところであります。

また、配置の見直しについてですが、鬼北町公共施設個別施設計画における工事優先度は、町民会館が、A B C D E Fの6段階の評価中、4番目のD、広見保健センターが5番目のEで、他の施設と比較して低い状況であることから、目標耐用年数の80年を目指して長寿命化を図っていく計画としております。

将来的に建て替えを実施する際には、本庁・別館も含めた配置の検討も必要であると考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、2点目の鬼北町民会館及び広見体育センターの建て替え計画についての御質問にお答えをいたします。

鬼北町民会館及び広見体育センターにつきましては、築48年が経過しておりますが、平成21年度から平成28年度までの間、順次、耐震補強工事、外壁改修工事等を行い、建物の改修を実施しております。

そのため、1点目の御質問でもお答えいたしましたように、鬼北町公共施設個別施設計画におきましても、鬼北町民会館の建物健全度は53点、工事保全優先度は、6段階の評価中4番目のDで、一方、広見体育センターの建物健全度は73点、工事保全優先度は5番目のEとなっており、工事保全優先度は、町内の他の施設と比較して低い状況にあります。

このことから、鬼北町民会館及び広見体育センターにつきましては、現時点では、建て替えの必要性は低いと考えており、鬼北町公共施設個別施設計画に定められた目

標耐用年数の80年を目指して、当面の間は、必要に応じて施設の修繕を実施し、長寿命化を図っていく計画といたしております。

しかしながら、将来的には、鬼北町民会館及び広見体育センターの建て替えも検討する必要がありますので、建て替え計画時には、中山議員御指摘のとおり、各種計画等を検討し、1番目の御質問にありました、教育委員会の本庁舎・別館内への配置や、建て替えする場所も含めて、様々な可能性を協議・検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

次に、3点目の公用車利用の適正化の観点から、公用車の必要性、利用状況を調査し、計画的に公用車車庫・公用車駐車場の整備をする考えはないかとの御質問ですが、公用車のうち、職員が出張等に利用する共用車両3台につきましては、システムで予約を管理しており、3か月先まで予約できることになっており、ほぼ予約がなされている状況であります。共用車両が全て予約済みで使用できない場合には、各課が業務で使用する車両に空きがあれば、それを利用して対応しております。それでも空きがない場合もあることから、何台が適正かという判断は難しいと考えております。

また、公用車の車庫及び駐車場についてですが、現在、共用車両については、高田モータース横の屋根付きの駐車場、その他各課が業務で使用する車両につきましては、旧グリーンマート前、そして奈良川河川敷トイレ横、河川敷駐車場の上流側等、各課が対応しやすい場所に駐車しており、現在のところ新たな駐車場を整備する計画はございません。

しかしながら、将来的に、旧グリーンマートの取壊しや、町民会館、広見保健センター等の建て替えが実施される際には、併せて駐車場の整備についても検討する必要があると考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問1について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

議長、1番と（1）と（2）合わせて再質問をお願いします。

○議長（程内 覺君）

1番と2番、再質問。

○4番（中山定則君）

はい、合わせて。

○議長（程内 覺君）

了解です。

○4番（中山定則君）

答弁のほうで、保健センター、町民会館等は優先度Eということで、体育センターについては、Dということでありましたが、先の話という話なんですが、私の提案といたしましては、現在の広見保健センターと広見体育センターは取り壊して、今の広見体育センターの位置に複合施設として、庁舎第2別館として、広見保健センター、町民会館の機能を備えた施設として広い町民談話スペースを備えていること、そして乳幼児健診あるいは母親学級、おにっこなども含めていること、2階までの施設としてエレベーターを設置すること。

なお、その場合に、現在は体育センターに行くところに段差がありますが、段差を解消する必要があると思います。そういう形を構想として、私の提案としては思っているんですが、まだ先という話ではありますが、現在、本庁舎別館の町民ホール、そして相談室、それと危機管理棟ができたことによって、保健環境課のスペースに余裕ができていると思われます。まず、町民ホールについては、ほとんど利用されていないのではないかと想像します。相談室については、相談業務ではない業務で使われていると思います。

環境保全課の横については、かなりスペースがあると想像しますので、この辺について機構改革等もあるときに、先の話になるということですので、そういうところも含めて検討をすることはできないかということについて思いますので、答弁をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

ただいまの件でございますけれども、保健センター、町民センターを合わせて体育センターの位置に新たな複合施設としてという御意見、また、エレベーターを設置、段差を解消、そういったことも今後そういった計画が具体的にいつ頃実施するということが固まりましたら、そういった点も考慮して検討を進めてまいりたいと思います。また今現在、言われました別館の町民ホール、相談室、それから環境保全課の横のスペース等の活用についても、こちらは組織の機構改革がある場合に、併せてまた検討させていただいたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

総務財政課長のほうから前向きな答弁いただいたんですが、先のことだということではあるんですが、近永アルコール工場跡地未利用地の施設の整備も始まると思います。その辺のことも含めて、先ではありますが検討をお願いをしたらと思います。

続いて、3番のほう、構いませんか。

○議長（程内 覺君）

そうしたら今の2点目はもう答弁はよろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

そうしたら（3）について再質問をしてください。

○4番（中山定則君）

3番の公用車の関係なんですけど、仮庁舎グリーンマーケット跡地の解体の工事設計も仮庁舎解体工事設計業務を委託されているようですが、間もなく解体されるのではないかと思います。そこにも公用車が10台ほどあります。そういう公用車はどこに駐車をしていくのか。

先ほど答弁であった駐車スペースがあるわけなんですけど、公用車の駐車場、先ほどの答弁で、公用車の台数管理とかについての答弁がなかったようなんですけど、それも含めてお願いをします。

それと、共用車両について、3台については、システム管理されているようですが、他の全体の100台を超える公用車についても、システムでの管理について車検、あるいは利用は主管課が行っていると思うんですけど、主管課の修理の状況とかも含めた公用車使用管理システムを導入する考えがないかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

公用車の管理及び駐車場の件でございますけれども、今ほど議員おっしゃられたように、グリーンマーケットの前には今11台ほど置いております。台数の件もおっしゃられたんですけども、今、町が管理しております公用車、全部で132台ございます。そのうち、いわゆる職員が運転をして業務で使います車が、役場近辺に今置いておいておりますのが36台あります。高田モータース横の屋根つき、先ほど申し上げました共用車両ほか、水道課のトラックであるとか、健康パトカーとかを置いております。

こちら7台、グリーンマート前が今ほど言いました11台、それから成川のトイレの横に5台、それから河川敷のほうへ8台、高田モータース裏体育センター前、本庁舎前等で合計36台、職員を使う車を近辺に配置をしております。

このうち、グリーンマートについて、11台ほどありますので、今後、取壊し等、今年度補正予算で取壊しの設計を上げておるわけなんですけれども、年内には設計が上がって、いずれ取壊しということになろうかと思いますが、そうした場合の駐車場につきまして、今具体的にこの11台をどこに持っていくか決定しておるわけではありませんが、河川敷とか、高田モータース裏とか、現にあります町有地の中で管理をしていきたいというふうに考えております。

それから、システムでの予約の管理、今現在は公用車両3台につきまして、予約の管理のみを行っております。言われましたような車検の管理とか、そういったことは今はシステムで行っておりませんので、今後そういう新たなシステムを入れることがあれば検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

そうしたら、続いて中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問2、鬼北町広見B&G海洋センターについて。

鬼北町広見B&G海洋センターは、昭和63年4月建築で36年経過し老朽化しています。

次のことについて伺います。

(1) 前年度、今年度、5月から9月までの月別利用者数を小学生・中学生と高校・一般に分けて伺います。

(2) 令和3年3月策定の鬼北町公共施設個別施設計画に、「広見B&G海洋センターは、温水化プール施設の新築を予定しています」と記載されています。

次のことについて伺います。

①温水化プールの新築計画について、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団と協議しているか。

②温水化プールによる町民の健康増進のための利用促進計画、施設の管理運営計画は策定しているか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の鬼北町B&G海洋センターについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の前年度、今年度、5月から9月までの月別利用者数についての御質問です。

令和5年度5月、小・中学生102人、高校・一般88人、計190人。

6月、小・中学生220人、高校・一般180人、計400人。

7月、小・中学生725人、高校・一般261人、計986人。

8月、小・中学生519人、高校・一般333人、計852人。

9月、小・中学生48人、高校・一般75人、計123人。合計2,551人。

令和6年度、5月、小・中学生154人、高校・一般73人、計227人。

6月、小・中学生283人、高校・一般202人、計485人。

7月、小・中学生568人、高校・一般347人、計915人。

8月、小・中学生474人、高校・一般322人、計796人。

9月、小・中学生67人、高校、一般121人、計188人。合計2,611人でございます。

次に、2点目の温水化プール施設の新築計画についての御質問ですが、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団は、令和5年から公益財団法人B&G財団に法人名が変更されておりますので、B&G財団との協議として答弁をさせていただきます。

B&G財団との協議といたしましては、平成26年度に広見B&G海洋センタープールの温水化構想の説明を行い、その上で、B&G財団の助成事業について協議を行っておりますが、それ以降については、B&G財団との正式な協議は行っておりません。

また、利用促進及び施設の管理運営計画の御質問についてであります。平成19年度に、教育委員会において温水化プール企画書を作成し、平成26年度に内容の更新を行っておりますが、その中で、保健介護課とも協議を行い、高齢者の健康づくり等でのプールの活用や、小学校高学年から大人の方を対象とした水泳教室の新設、B&G海洋性レクリエーション指導員の資格を有する正職員の増員など、利用促進や管理運営体制強化に向けての取組等について検討いたしております。

温水化プール施設につきましては、A重油を使用するボイラーでのプール温水化計画としておりましたが、平成30年に、バイオマス発電再生エネルギー施設プロジェクトを立ち上げてからは、森林資源活用による脱炭素への取組の1つとして、木質バイオマス発電等で発生する余剰熱を活用して温水化を行う計画を立てております。

A重油が高騰する中で、プールのランニングコスト削減にもつながるものと考えておりますが、現時点では、木質バイオマス発電施設が、計画段階で余剰熱の活用方法等に関する詳細内容、温水化施設の整備時期、設備などが確定できないため、各種計画の策定及びB&G財団との具体的な協議につきましても、見合わさざるを得ない状況であります。

今後におきましては、木質バイオマス発電設備整備の進捗状況を見ながら、各種計画の策定やB&G財団との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

利用状況を説明いただいたんですが、その中で、広見中学校の体育の授業でも使われていると思うんですが、それも先ほどの数値に含まれているかどうか質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

先ほどの広見中学校の体育の授業の人数も含まれているかという質問でございますが、今年度に関しましては、広見中学校の体育の水泳の授業は、保健の授業で変えたと同っておりますので、その人数は今回は入っておりません。それ以前の数値に関しましては、中学校が使用した場合には、この人数でカウントさせていただいております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

広見B&G海洋センター温水化をまずするのかどうかも再度確認させていただきます。このことについては、第2次鬼北町総合計画の前期・後期とも温水化ということで、それぞれ年度も示されて達成目標をされておりましたが、先ほどの事情のようなことで延びているということは理解できるんですが、温水化をする、今後10年以内とか、今度第3次の計画も立てられますが、そこで温水化を目指すのかどうか再度確認させていただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総合計画の中でしっかりと明記をして、その方向で進めたいということについて、今ほど申し上げた理由で遅れているといたしますか、少し内容を変更しておるということについては、御理解いただいたというふうに把握しております。

今回の脱炭素、今のB&G海洋センター付近ですね、ゼロカーボンシティの実現という部分についての事業推進というものが、もう少ししたらですね、議員さん方にも、また町民の方々にもお示しできる形になる。それと同時並行として、どれぐらいの形で温水化プールのその温水の部分ができるのかということがはっきりすれば、しっかりとした計画ができるんじゃないかなと。

考え方とすれば、やはり健康増進というところで、宇和島まで行かずに、鬼北町内でしっかりと子どもからお年寄りまで、1年を通して利活用できるような部分、健康づくりの推進という部分で計画推進するのが適当だと私は考えております。

以上です。

○4番（中山定則君）

今の御答弁で温水化を進めていくということで理解をいたしました。温水化の方法として、A重油あるいはバイオマス発電の余剰熱の利用の説明がありましたが、ソーラー発電を利用しているところもあるようですので、検討に含めていただけたらと思います。

それと、愛南町に御荘B&G海洋センターがあると思いますが、そこはかなりの利用、年間を通して利用されておられて、先ほど説明がありましたように、高齢者の方を対象にした水泳教室等もやられております。また、計画の中で先ほども高齢者の

方の話が出ましたが、水中を歩けるような機材を設置するという考え方もあります。それと、指導体制についても言われましたが、スイミングコーチあるいはインストラクターの配置等も含めて検討いただけたらと思います。

それと、現在、鬼北総合公園施設長寿命化計画策定業務を委託されていますが、この業務の中に、海洋センター部分も入っているかについても伺います。

以上、お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

先ほどの鬼北総合公園の長寿命化計画内にB&G海洋センターが入っているかという御質問ですが、B&G海洋センターは、鬼北総合公園に含まれませんので、B&G海洋センターについては、長寿命化計画には含んでおりません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。それと、管理の関係で付け加えるんですが、今含んでないということなんですが、温水化された場合には、一体的に管理をされたらどうかと考えるんですが、その点について町長の考えをお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

まだ施設の計画が、青写真ができておりませんので、そこまでお答えすることはいかなものかと思えますけども、基本的には、民間の方々の支援をいただいて、しっかりとした運営できる形というものが適当だというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

最後に、先ほども言ったんですが、愛南町の御荘B&G海洋センター、立派な施設ができておりますので、そこに施設の管理について伺ったところ、A重油で年間700万円程度で、その700万がどうかというのは、ちょっと判断が難しいところなんですが、年間フルに使われて、健康増進にもかなり寄与されているようですので、ぜひとも愛南町の御荘のB&G海洋センターについて研究、視察研修されて計画を実行

されるように希望しますので、最後に町長の考えを再度伺います。

○議長（程内 覺君）

要望ですか、質問ですか。

○4番（中山定則君）

要望です。

○議長（程内 覺君）

要望ですか。

○4番（中山定則君）

はい。答弁をいただけるようなので質問といたします。

○町長（兵頭誠亀君）

議員御案内のとおり、我がまちのB&Gセンターに体育館、温水化がなかったのはほかにプールがいっぱいある。B&G海洋センターの視察の折に、愛南町、または西条市よりもうちはいろんな施設があると。あの当時は、社会体育館、愛治体育館があったということで、住民スポーツについては、その辺りもできるよというようなところで、温水化の採択は受けなかったというふうに私は承知をいたしております。

その部分について、愛治体育館、社会体育館も今はございませんので、そういうような住民の方々の健康増進施設というもの、なかなかそこはA重油でやった場合には、今の時代にとということで、住民の方々の御理解はいただけないと私は思っております。

そのために、やはりこのような時代といえますか、脱炭素社会の実現に向けた我がまちの取組として、しっかりと住民の方々の御理解を得られるようなものにしていきたいなということは考えております。

それと、私は、職員時代に御荘、西条、それから広島のB&Gのプールも視察に行って、経費等についても一応私なりに確認をしておりますので、なるべくコストがかからない方法ということは、私も承知いたしておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（程内 覺君）

中山委員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

次に、5番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

山本議員は質問席へ移動してください。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○5番（山本博士君）

議席番号5番、山本博士です。

先に通告のとおり、一問一答方式で一般質問をいたします。

質問1、これからの鬼北町の農業政策について。

超高齢化の中で、農業を辞めていく方々が多く出てきています。高齢化だけではありません。あまりにも高額な機械や、米の値段の下落、燃料の価格高騰、肥料、農薬の高騰により、メンテナンスも出来なくなり、農業を断念する方々も増えてきています。

鬼北町として、これからの農業をどう守っていくのか、具体的な方向性について町長の考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員のこれからの鬼北町の農業政策についての御質問にお答えをいたします。

鬼北町として、これからの農業をどう守っていくのか、具体的な方向性について問うとの御質問であります。

山本議員御指摘のとおり、高齢化と人口減少、農業機械や生産資材の価格高騰などにより、農業者が減少するとともに、耕作を断念する農地が少しずつ増えてきている状況であり、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

そのような中、本町では、農業者の減少に対応するため、農業研修制度を活用した新規就農者の育成確保や地域農業の担い手となる認定農業者への機械施設整備の補助事業など、担い手育成に取り組んでおります。

また、農業生産資材価格の高騰などに対応するため、令和4年度から令和5年度にかけて、国費・県費を財源とした肥料や飼料の価格高騰対策事業によって、農業者の支援に取り組んでまいりました。

さらに、鬼北町農業公社と日吉農林公社による農作業受託や、農地の賃貸借を円滑に進めるための農地保全に必要な農業機械の整備によって、農業者を支援するとともに、中山間直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業を活用した地域の取組に対しても支援を行ってきたところです。

しかしながら、このような取組以上に、農業者の減少や耕作を断念する農地が増え

ている上、農業生産資材価格が高止まりするなど、非常に厳しい状況が続いており、このような状況がさらに進んでいくと、地域の農地が守れなくなる可能性も出てきています。

現在、全国の自治体では、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和7年3月末を期限として、地域計画の策定を進めています。この地域計画は、地域における農業の将来の在り方を定めて、5年後、10年後、地域の農業を誰が利用していくのか、目標となる地図を作成する計画となるものであります。

この地域計画の策定に当たり、農地所有者や耕作者、担い手、さらに中山間直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業の代表者と地域農業の将来について話を進めているところであります。

これからの農業をどう守っていくのか、具体的な方向性につきましては、一自治体として難しい問題も多数ありますが、これまでの取組以上に、新規就農者や担い手の育成確保、担い手の生産体制整備や農地を集積しやすい環境づくりを行うことが必要であると考えております。

さらに、鬼北町農業公社及び日吉農林公社による農地保全の取組が、今後、非常に重要であると考えており、農作業受託事業及び農地の賃貸借に係る機械等の支援も強化していくことが必要であると考えております。

今後、町として財政負担が増えていくことは、避けて通れない状況です。しかし、これまでの農業施策を継続しながら、地域の農業を効率的に利用していくこと、そして、意欲を持った若い就農者の育成が、本町の農業の方向性であると考えております。御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問1について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

現在、農林課より、5年、10年後の農地について、農地状況のアンケート調査をされていることは承知しているところですが、確かに農地を集約して担い手の皆さんに活用していただくことも大変重要だと思いますが、それぞれ現在に至っては限界に来ているようで、頼りである農業公社も機械の大型化で基盤整備をしているところでも、行くまでの道が狭く入らないとか、水通りが悪いとか、草刈りが多いなど、いろいろな条件もあるらしく、また、請負の面積も増える中、これ以上、反別が増えるよ

うであれば、人員や機械の増強が必要かと思いますが、その辺どのようにお考えか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

農業公社の支援についての御質問だというふうなことで、その内容について回答させていただきます。

鬼北町農業公社の農地保全の取組につきましては、確かに今後非常に重要だと農林課としては考えております。

これまで経営が小さくても農地の資産的な保有傾向が、非常に個人の保有傾向が強くて、あんまり農地は動いてませんでした。ここ数年、農業者のリタイア、高齢化とか、機械の更新時、世代交代などを契機に、農地の流動化が急速に進んでおります。

農業公社に今賃貸借の相談がたくさん来ているということは、承知をしております。なかなか今の人的、また機械的には、非常に今後の賃貸借の借受けが難しい状況になっております。

町としては、今後一層、農業公社の農作業の受委託、また、そういうふうな借受けに必要な職員の人件費の支援、また地域おこし協力隊の活用による人的支援、そして機械整備の補助金などによる財政的な支援などが必要であると考えておりますので、今後とも御理解いただきますようお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（程内 覺君）

山本議員、よろしいですか。

○5番（山本博士君）

はい、ありがとうございます。

今では公社なしでは農業やっていけないような状況が来ているかと思っております。その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、各地域では、個人的に地域住民の皆さんから頼まれて水稻を頑張らせてされている方もおられますが、その方々というのは何の補助もありません。これから先、機械の補修等様々な形で設備投資が必要となってきます。地域にとりましては、その方々、大変大切な方々です。そういった方々への補助はどう考えているのか伺ひます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

現在、担い手に位置づけております認定農業者につきましては、県費を財源として、補助事業には取り組んでおります。認定農業者は、町で定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想によって、年間の農業所得を定めておまして、その目標を達成する経営改善計画を策定し、認定された方が認定農業者になることができます。そのため、なりわいとして意欲的に農業に取り組む計画がある地域の方につきましては、認定農業者になることは難しい状況ではないと農林課のほうでは考えております。

御質問いただいた認定農業者以外の農業者への補助につきましては、補助事業の制度設計をどうするのか、補助の目的と要件を考える必要があると考えております。

最新の農林業センサスの中では、鬼北町の農業経営体は601の経営体がございます。そのうち、販売をされている経営体は511というふうに統計があります。この方々に一律補助をすると、かなりの財源が必要となります。このため、道の駅の産直市の出荷者や経営規模、農畜産物の種類、専業・兼業、年齢、経営の継続性など、目的と条件をどこに基準を置くのか、基準を満たす方と満たさない方の公平性は保たれているのかということなど、限られた財源の中で補助事業の効果を効率的に発揮させるための制度設計が必要であると考えております。

ただいまの御質問に対しては、研究させていただく必要があると考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山本博士君）

今説明の中で、認定農業者以外の方々が、地域の住民の方から3件とか4件とか、反別は狭いんですが預かって水稻をされている方々、そういった方々でも認定農業者の申請をすれば、現在でも認定農業者になれるんでしょうか、それとも年齢制限があるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

認定農業者につきましては、5年後の計画を策定していただく必要がございます。その5年後、町が定めております所得目標を達成していただく。所得目標は、他産業を参考しておりますので、380万円の約80%、300万円を超える所得を越えていただくような計画を立てていただく必要がございます。また、年齢制限につきましては、設けておりませんので、御理解いただけますようお願いいたします。

○5番（山本博士君）

今の件に関しましては、了解はしたんですが、関連で、認定農業者の方々に施設園芸を何十年もされて頑張っておられる方が多数おられます。そういった方々が、施設の老朽化で規模拡大はできないけれども、施設を建て替え現状維持はしたいという、そういった方々もこれから増えてくるのではないかと思います、そういった方々への対処はどうされるのかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

施設園芸の方に対する現状維持の補助ということなんですが、現在のところ、町の補助事業の中で地産地消の推進事業というのがございます。その中では、ハウスの資材補助、また骨組み、また被覆資材の補助を行っております。建て込みの公費については補助対象外としておりますが、条件として、道の駅の出荷が条件となっております。そのような補助事業を使っていただくようお願いしたらと思っております。

○5番（山本博士君）

多分その方々も道の駅のほうには出荷されているとは思いますが、補助を利用するとすると、あまりにも規模が小さくて、骨組みの建て替えまでの補助金というものが少ないというふうに感じるんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

確かに近年、部材の費用は非常に高くなっております。あまりにも高額なので、建て替えということになりますと、町費だけの負担では非常に難しいかと思えます。鬼北町のような財源の乏しい小さな自治体につきましては、やはり国県の財源がなくてはならないと考えておりますので、もう現時点では難しいかなということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○5番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

再質問は以上でよろしいですか。

○5番（山本博士君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで山本博士議員の質問を終わります。

次に、3番、高橋聖子議員の一般質問を一問一答方式で行います。

高橋議員は質問席へ移動してください。

高橋議員、質問1についての質問を行ってください。

○3番（高橋聖子君）

議席番号3番、高橋聖子です。

先に通告いたしましたとおり、一問一答方式で質問いたします。

町所有の施設の活用について、町長に質問いたします。

質問1、ここ数年、鬼北町では、等妙寺をはじめ、新しく施設が建設・改装されています。それに併せて様々なイベント等が企画され、町内外の人が利用され活気づいてきております。

一方、既存の施設は活用されているのでしょうか。日吉地区の3施設の利用状況及び今後の計画をお伺いいたします。

（1）明星ヶ丘歴史民俗資料館。

（2）節安ふれあいの森。

（3）日吉保健センター2階部分です。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、高橋聖子議員の町所有の施設の活用についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の明星ヶ丘歴史民俗資料館の利用状況と今後の計画についてお答えをいたします。

歴史民俗資料館につきましては、平成28年度に展示施設改修工事を実施いたしました。館内の映像検索システムの更新等を行い、利便性の向上に努めているところであります。

入館者は、令和4年度が483人、令和5年度536人、令和6年度は10月末までに379人で、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、来館者数は増加傾向となっております。

歴史民俗資料館におきましては、企画展といたしまして、平成27年度の第1回目

から、鬼の造形大賞の作品展を毎年開催するとともに、平成30年度から令和4年度においては、明星ヶ丘企画展として、国史跡等妙寺旧境内等に関する展示を実施いたしました。

また、歴史民俗資料館の駐車場では、平成26年度から、富母里神楽を中心に近隣の神楽保存会をお招きして、鬼の里の夜神楽を行っておりまして、今年度は、出雲神楽を招聘いたしました。特別に昼の部も開催し、同時開催の日吉星降るキャンドルナイトと合わせて、多くの町内外の方々に楽しんでいただけたところであります。

さらに、広見中学校の新教科、地域コミュニケーション科の中のふるさと再発見ツアーで、広見中学校の1年生全員が、明星ヶ丘を訪れ、歴史民俗資料館での学習を取り入れるなど、従来の日吉地区の児童生徒の活用にとどまらず、幅広く町内児童生徒の学習の場として活用を広げております。

先日の好藤小学校の学習発表会でも武左衛門、明星ヶ丘に関する発表をしてくれて、保護者、地域の方をうなずかせていました。このような流れ、地域間交流を私も望んでおります。

今後におきましては、令和10年度から、歴史民俗資料館と同じ明星ヶ丘にあります、井谷家住宅の展示活用を計画しており、相乗効果によりまして、歴史民俗資料館の入場者数も増加するよう議論を起こしていく必要性を感じております。

次に、2点目の節安ふれあいの森施設についてお答えをいたします。

当施設は、平成4年にオープンして30年以上が経過し、バンガローは木造建築であるため、経年劣化による箇所が徐々に増えていますが、気持ちよく過ごしていただけるよう随時補修して運営いたしております。

毎年行われる川のイベントやお盆の時期は、リピーターの方や新規のお客様で宿泊者数も増加しており、そうめん流しについても好評をいただいているところであります。

また、ブルーベリー農園は、雑草や鳥獣害等の被害が年々増加していますが、管理人や会計年度任用職員で対応しながら運営いたしております。

現在、節安ふれあいの森の施設については、5月のゴールデンウィーク及び7月中旬から8月末までの期間に、バンガロー及び体験学習施設の運営とそうめん流し、ブルーベリー農園を営業しておりますが、令和6年11月末までの利用状況は、バンガロー宿泊者数37棟180人、休憩者数32人、体験学習施設宿泊者数10人、そうめん流し1,177人、うどん打ち体験43人、ブルーベリー収穫量512キロとなっております。

今後の計画といたしましては、林道日向谷節安線が、令和11年度に開通予定となっておりますので、眺望豊かな林道を駆け抜けて一呼吸でき、自然を満喫できるようにリニューアルオープンすることができないか、現在、検討している段階であります。

次に、3点目の日吉保健センター2階の利用状況と今後の計画についてお答えをいたします。

日吉保健センターの2階は、条例で定めておりますように、高齢者生活センターがありますが、利用者が少ないことから、平成22年に、鬼北町日吉医療保健センター利活用検討委員会を設置して、その有効活用について様々な観点から検討したところあります。

その際の検討結果といたしましては、活用案の1つであった、高齢者福祉施設としての利用は、施設介護から在宅介護への移行を目指す国の考え方や、医師の確保、施設の改修費用などの観点から困難であり、東南海地震や高齢化が進む現状の中で、災害時要援護者施設として整備を行い、地域住民の安心感の醸成に努め、平常時には、町内の宿泊施設の状況から、愛媛国体にも一部対応できる団体の宿泊施設等として運営することが適当であるとの結論に至ったところあります。

現在の利用状況ですが、日吉保健センターが指定避難所になっておりますので、新型コロナウイルス感染症が大流行した際に、災害時に感染の疑いのある方に避難していただくとともに、他者への感染拡大を防止する目的で、令和2年度にトイレの改修を行いました。

令和5年7月には、南予地域で新型コロナウイルスの感染が拡大した折に、北宇和高校の寮内で感染者が増え、拡大防止対策のため、2名の寮生に、7月27日から4日間避難していただきました。その際、Wi-Fiが使えないこと、入浴施設がないことが問題となり、災害情報等が随時得られるようにWi-Fi設備を整えとともに、清潔保持のためにシャワー浴が行えるよう整備したところあります。

今後におきましても、条例、規則に沿って高齢者の生活支援に関すること、また、町民の福祉増進に関することを基本とし、災害が起こった場合には、感染の疑いのある方の避難や、1階の保健センターに避難した方の入浴施設として有効活用する計画としております。

以上で、高橋聖子議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

高橋議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

御丁寧な回答ありがとうございます。

まず、1番ですが、明星ヶ丘歴史民俗資料館、インターネットの口コミでは、かなり高評価をいただいておりますが、常設展の一揆資料館、地質記念館、その常設展それだけではやっぱりリピーターが少ないと思いますので、今も企画展はやられていると思いますが、等妙寺のほうの新しくできたセンターのほうでも、やっぱり鬼に関する企画とか、そういうことを積極的にやられておりますので、それに関連づけて等妙寺のほうからずっと流れて、日吉のほうまで人が来れるような何か企画を考えていただければなと思っております。

常に、常にというか、もっと企画展を考えていただいて、活性化させていくような方法とかは、町長のほうでお考えではありませんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

やはり私は明星ヶ丘というのは、中期計画のほうにも、日吉地域というか、エリアというものを文化の里というようなことで位置づけをされておりますので、そのほうに、しっかりとしたそのような計画というものが必要だろうなということは考えております。

今ほど御指摘のようにですね、やはり施設が少し長くなりますと、リピーターということについて難しい面があるかなという気はいたしますけども、初めて御覧になった方については、武左衛門の歴史といいますか、衝撃的な事実というものについて圧倒される方もいらっしゃいますし、それについて感動していただく方もいらっしゃる。そういうところについてももっともっと何というか、鬼北町としての誇り、また明星ヶ丘をしっかりと守っていく地域の方々の思いというものも合わせて感じなければならぬ。

そういう意味で、ちょうど横にあります井谷家、これについても日吉の方の誇り、鬼北町の誇りでありますので、そこら辺りもしっかりと踏まえて、この施設をどのように活用していくか、町外から来られた方、お越しになる方以外にですね、日吉地域の方にもいっぱい利用していただくような形はできないのかと、そういうことも含めて教育委員会のほうで議論してもらっておりますので、そこ辺りも御理解いただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（程内 覺君）

高橋委員、よろしいですか。

○3番（高橋聖子君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、（２）について再質問はありますか。

○３番（高橋聖子君）

２番、節安ふれあいの森ですが、これもロコミではありますが、インターネットのロコミですが、高評価をいただいておりますが、中には遠いとか、道が悪いとか、そういう評価もありまして、私も運転が下手なので、ちょっと自分ではよう行かんなど思うことが多々ありますので、繁忙期だけでも日吉夢産地のほうからシャトルバスを出していただくとかいうことは可能でしょうか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

夏場ですよ。それからゴールデンウイーク、節安のほうにですね、いっぱいお越しいただきたいという誘致する場合のネックというのが、やっぱり県道の部分だろうな。最後の２キロ半、３キロの部分について、私は日吉地域の方にですね、この拡充は難しいかなという話を伺いましたら、やはり下が崖で、行く方向から言うと左側が険な山があると。なかなかこれは難しいんよと。多分、専門家の人もそういうやろうなというふうなことで、やはり現段階では、あそこの拡張というのがなかなかできない。それを私は地方局も行って、信号なんかができないんだろうかという話をやったんですけど、今の法律上は何というかな、あそこの一本道ですね。今の県道分として時間を止めることはなかなか難しいということがあって、なお検討してほしいという話はいたしております。

それと、やはり２車線ですね、現代の車社会の中でしっかりと往来の方が安心してできるような、上側の日向谷のほうの林道の部分についてが、まだもう少しかかるらしいので、悔しい思いをしとるんですけども、それが出来次第ですね、あそこのほうの再開発というのは必要なんだろうなというふうにも思います。

バスについては、そういうような方向で、多分バスが入ったらですね、３０メートルほどバックせないかん利用者の方もいらっしゃるんじゃないかな。少し考えさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○３番（高橋聖子君）

ありがとうございます。

いろいろ考えていただいているのは、よく分かりました。私はインターネットでいろいろ評価を見ているんですが、やっぱりインターネットというのは全国各地、また海外の方も御覧になられますので、どうかコマーシャルという意味でハッシュタグをつけたりして、鬼北町のホームページのほうとかで、どんどん宣伝していただければと思います。

要望です。はい、すみません。

○議長（程内 覺君）

答弁はいいですか。

○3番（高橋聖子君）

はい。

○議長（程内 覺君）

そうしたら2番については、以上でよろしいですか。

○3番（高橋聖子君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは（3）の再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

日吉保健センター2階のことですが、ちょっと私勉強不足で、保健センターの2階が今地域に根差した場所になっているということが、ちょっと理解できてませんでしたので、今回説明していただいてよかったと思います。

もし使われてないのであれば野菜工場にするとか、ちょっと大きく転換してはどうかと考えておりましたので、今後とも地域に根差した利用されるような施設にしていきたいと思います。

はい、ありがとうございます。以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。答弁よろしいですか。

○3番（高橋聖子君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで高橋聖子議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を10時40分とします。

休憩 午前10時27分

---

再開 午前10時40分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

兵頭議員、質問1の質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

議席ナンバー2番、兵頭稔。

先に通告のとおり、一般質問を行います。

まず、質問1、水道事業について。

これまで数多く一般質問を行ってきましたが、今の水道料金でなければならない理由が理解できませんので、下記について再度伺います。

（1）令和6年6月の一般質問に回答いただいた説明資料が、水道事業会計決算書と一致しない理由を伺います。

（2）鬼北町に合併前の平成7年から平成13年までの日吉村の約4億円の企業債、それと旧広見町のこれ26億円となっていますけど、ちょっと私の計算間違いで最終的には31億円だったので訂正します、の施工箇所を伺います。

（3）企業明細書と若干の違いがあると思われるが、今後の工事計画書があるのかを伺います。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第1番目の水道事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の令和6年6月の一般質問に回答いただいた説明資料が、水道事業決算書と一致しない理由を問うとの御質問です。

議員の御指摘をいただきまして説明資料を再度確認いたしましたところ、お手元にお配りしております、説明資料ー1、施工箇所一覧の令和2年から令和4年までの8か所の金額に、工事費の決算額を記載すべきところを、当初契約額を記載しておりま

した。

訂正後の内容は、お手元に配付しております資料のとおりですが、今後は、このようなことがないように複数の目でチェックするなど、注意して資料を作成してまいりたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

次に、2点目の鬼北町に合併前の平成7年から平成13年までの日吉村、広見町の施工箇所を問うとの御質問です。

旧広見町で、平成7年度から13年度の7年間にわたり、広見統合簡易水道施設整備事業を実施しているほか、平成10年度に野地簡易水道配水管布設替工事を実施、また、旧日吉村では、平成7年度から9年度にかけて、下鍵山簡易水道施設整備事業を実施しております。

次に、3点目の今後の工事計画があるのか問うとの御質問ですが、令和8年度から12年度の5年計画で、老朽化が懸念される近永第2水源導水管の布設替えと、近永第2水源及び新広見・近永浄水場の耐震化工事を国庫補助事業で計画しているほか、令和7年度と8年度に、下鍵山地区と生田地区の老朽配水管布設替工事を計画いたしております。

以上で、兵頭稔議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

前回頂いた説明資料、これまた再度頂いたんですが、令和5年度だけでちょっと説明をいただきたいと思うんですが、広報に載っていた、この118番の令和5年の生田地区の工事なんですが、これ12月18日に広報に、1億420万円という金額が書いてあったんですが、決算書では1億2,007万8,000円を支払ったということになっています。それから119番、これが11月20日の広報で、1億8万4,200円ということで入札が出ておりました。結果、支払った金額は1,172万8,000円、金額ちょっと最初が間違っまして申し訳ございません。それから西野々地区の120番、これは幾ら広報を探しても契約したという記録がないんですが、その辺ちょっと説明をお願いします。

それと121番、これも金額が書いてなかったんですけど、7月号に契約をしましたというふうに載ってました。載ってましたけど、それ金額を確認しますと、4億2,750万円ということで契約をされてました。最終的に支払ったのが、5億1,104万8,000円となっているこの違いを説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今ほど質問のありましたことに関してお答えいたします。

令和5年、118番の生田、近永については、当初契約額は今ほど議員さんのおっしゃられたとおりでありまして、その後、舗装面積の変更、その他工事内容の変更により、それぞれ変更契約をしておるところでございます。

西野々につきましては、発注がちょっと待ってください。令和5年7月26日に着工となっておりますので、その時分に発注しているはずでございます。竣工が令和6年1月26日のことだと思うんですけども、これについては、これも一部変更がありましたので、最終の変更額が、契約支払額が3,127万円となっております。

そして、最後の電気計装工事でございますけども、これについても当初の契約額から1回変更を行っておりまして、変更額で4,079万8,000円の変更を行っております。内容としましては、今回工事をした施設の石綿が含まれていないかどうかの調査、検体分析業務の追加施工と、含まれていた箇所についての石綿対策工事の追加計上、そして大藤の浄水場につきましては、可能であれば現在の高圧受電から低圧受電への変更を予定しておったんですけども、現地を再度検討した結果、継続してやはり高圧受電の必要性があるという結論に至りましたので、既設の高圧受電も老朽化しておりまして、どのみち更新が必要になってまいりますので、ここでもう今回の工事に合わせて追加で変更、追加計上いたしました。あと、その他配管周りのほうの一部資材の変更等があったので、そこら辺も変更して追加計上いたしております。

以上の内容で今ほど申し上げた金額となっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

この計画によって企業債は借りるんですよ。実際に使うお金は、その企業債で借りた分では足りませんということでは、水道事業というのは成り立たないんじゃないかなと思うんですよ。今のところ、毎年1億から、ここまで6,000万ぐらい毎年純利益があるから、その分を補てんしていけるから、何とかやっていけてるんじゃないかなとは思いますが、この水道事業の受注、一般競争入札とか、指名入札とかいうふうになつとるようなんですけど、それについては、どこでどうやって決められて

いるかというのを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

お答えいたします。

それぞれその工事ごとに起案を当然上げまして、その都度、入札審査会等を経て業者の決定をして、入札に至っておるということでございます。

○2番（兵頭 稔君）

鬼北町議会に厚生文教常任委員会というのがあるんですが、これは水道を私は担当しとるから、そこの常任委員会にはこうこうですよという説明があってもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

厚生文教委員会のほうに説明ということは、今までは特にしておりません。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

水道法によると、水道料金は議会の承認がなかったらいかんということで、一応何ですか、水道事業会計書を出して、議会が承認して、はい、いいですよということで鬼北町はずっと進んでいるみたいなんですが、その辺きちっと細かい数字を計算して、そのために常任委員会というのがあるんで、そこでやるのが私は正解じゃないかなと思うんですけど、その辺、私の考えが間違っているかどうかちょっと教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

反問権、構いませんでしょうか。

○議長（程内 覺君）

はい、反問権。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほどの御質問の厚生文教常任委員会に何をどのような資料を出せというふうに、私ちょっとその詳しいところ、例えば先ほど御質問のありました業者さんとかいう、業者の指名の部分につき出せということなんですか。それとも事業の内容ということ

为什么呢、そこらをちょっと教えてください。

○2番（兵頭 稔君）

普通の大きな工事、大きな工事というか、ちっちゃな工事でもあるんですけど、中学校を建てたりとか、そういった部分は、この議会で、こうこうで工事しますよということで、ここの金額を出して、こういうふうにしましたよということで説明があるんですが、水道事業だけは何にもなくて、これだけ何億で受けましたよと、何億で受けたけど、足らなくて、何億何千万払いましたよということで、後で資料が回るだけで、実際どうなってこうなったかという過程が分かってないし、実際1メートルの工事をするのに、根本的にはこれだけかかりますよという数字があって、それをよその他の自治体のそんな同じような条件でやってますよというのが、やっぱり町民に分らなったら、町民は毎月お金を払ってますから、その辺を100円でも200円でも安かったら違いますのでね。その辺をちょっと知りたくて伺いました。

○町長（兵頭誠亀君）

これまでも厚生文教委員常任委員会、それから総務常任委員会、産業建設常任委員会、それぞれ新しい施策とかいうものときには、しっかりと私は御説明を申し上げておるつもりであります。

ただ、公営企業会計の中の水道事業として、目的として安心・安全な水道を提供するというものについての中身の工事を1件1件御提示するというものは、今まではなかったし、私もいかななものかというふうには感じます。

ただ、これから先、そのような議員さんの御指摘があって、厚生文教常任委員長さんが必要だというふうにおっしゃるのであれば、その部分を出すことも、その資料の提出について努力もいとわないというふうに思いますけども、そこらは御判断にお任せいたします。

付け加えます。それと、議会の議決事項の中にですね、公営企業法の契約分については入ってないんですよ。それに基づいて、ただ、議会の議員さんとか、全体協議会として、そういうふうな説明をしてほしいということがあれば、その分、常任委員長さんの指示により、そういうことの資料を提出することは、やぶさかではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

もう一つ、その時点で説明いただいた水道事業の収支状況報告というのを、そのと

きに説明いただいたんですよ。それも資料はありますか。6年1月なんですけど、収入が1億1,544万1,220円になっとるんですけど、そのときの企業債を借りたのが、1億なんですよ。このときは収入が1億1,500万ということなんで、この収入と支出がちょっと合わないんですけどね。その辺の1月、2月、3月とをみてくださいと、3か月間とも企業債で借りたお金と、ここに入っている収入というのがちょっと計算が合わないんですけど、その辺の説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

説明資料2でお渡ししております収入の中には、起債の収入のみでなく、毎月の料金の収入も含まれておりますので、それで合っていないということでもあります。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

合っていないのは分かったんですけど、そのときは、いや1年間の4月から3月までの合計が6億9,192万7,974円ということで頂いたんですよ。支払いが7億4,446万2,319円ということで、5,200万円のお金が足りませんよね。そのお金5,200万円足らなんだ分は、どこからどこでどういうふうに算出したのかを教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

この件につきましては、前回の議会の折にも説明をいたしておりますけども、決算書の4ページ、5ページの下欄で、資本的収入が資本的支出に不足する額については、未発行の企業債と減債積立金、建設改良積立金、そして損益勘定の内部留保資金、そして消費税の収支調整額で補てんをいたしておるところでございます。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

実際は、この決算書を見ますと6,481万3,393円ということで、純利益が出ているんですよね、純利益が。要するに、この足りない分は、減価償却1億8,600万で、長期請負払戻金1,230万と、その差をこっちへ持ってくれば、これはできるんですけど、その純利益というのがどこへ消えたかというのは、ちょっと私理解

ができないんですが、よろしく願います。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

お答えいたします。

この分につきましては、決算書の10ページ、剰余金処分計算書案のほうで説明をいたしておりますが、減債積立金への積立て、そして建設改良積立金への積立てということになってございます。

○2番（兵頭 稔君）

この減債積立金というのは、私は架空のお金だと思うんですよ。現金は動いてないと。要するに、1億8,000万とそれから1億2,000万の繰入金との差額を、要するに使ったということで、お金は動いてないけど、計算した分がこの10ページに入っているんじゃないかなと思うんですけど、それは私の解釈が間違っていますか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

実際に動いてないというのは、あれなんですけども、動いてないということではなくて、純利益として損益計算書の当年度純利益に出ておる分について、毎年ここに積み立てておるということになっておりますので、ここに逆に言いますと、ここに純利益としていない分については、積立てもできませんので、そういうふうな理解でおるんですけども。

○町長（兵頭誠亀君）

令和5年度の会計につきましては、決算認定もいただいておりますので、御質問の意図は分かりますけども、詳細について、ここで一般質問というよりは、しっかりと監査委員、または、それなりの機関のほうでチェックをしていただくということで御理解いただく、深めるということもいかがなものでしょうか。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

そうしたら、兵頭議員、質問1の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

旧広見町の話なんで、これはあまり詳しくは聞きたくはなかったんですけど、平成15年から現在までずっと工事をしていますから、ダブって工事をしているんじゃないかなというちょっと懸念がありましたので、ちょっと質問させていただきました。

よければ過去にあったやつ、資料で頂けたら幸いです。いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

前回の説明資料1のときに御指摘のあった工事箇所については、全て説明資料1で121件分の説明を申し上げておるんですけども、それとはまた別に何か必要だということなんでございましょうか。

○2番（兵頭 稔君）

前回もらったのは鬼北町になってからのを頂いたんですよ。この私の質問は、平成7年から平成13年までの30、これ26億じゃない、31億の企業債を借りてるから、その企業債を借りて工事した分の明細書が欲しいということなんです。それがないならいいんですよ。もう過去、旧広見町の工事にあったことだから、もうそんなものはありませんと言うんだったら、それでもいいですよ。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

そういうことでありましたら、過去の分、工事台帳等が残っておりますので、それから、それをまとめて説明いたすことは可能だと思っております。あれでしたら、水道課のほうの窓口に来ていただいて、一緒に見ていただければ非常に早いと思うのですが。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（3）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほど町長が言われましたので、あまりこの決裁が終わっているやつについては、

質問はしないほうがいいかなとは思いますが、企業債の分で、令和4年度の分と比較しますと、令和4年度に借りて、令和5年度に戻しとるんですけど、その分の明細というのは、全然この決算書には載ってないので、その辺をどういうふうに説明してもらおうかなと思って、ちょっと一応入れたんですけどね。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

質問にお答えしたいと思います。

ただいま質問があったのは、一旦、令和4年で借りとったんだけど、令和5年の段階で借り換えておる。そのために令和5年の分の内容とその起債の発行額とが一致しないので、よう分からんぞということでしょうかね。はい。そういうことでありますなら説明いたします。

決算書の20ページのほうに、令和6年1月29日、1億円、これは5年度に借りた分でございます。その下の欄、同じく令和6年2月21日で2億2,630万円とありますけども、このうち、4年度発行分が1億70万入っておりますので、実際は5年度の分としては、1億2,560万円となっております。

一つ飛ばして、もう一つ下の三島、令和6年2月21日の6,750万円、これについても令和4年発行分の2,590万円が含まれておりますので、差し引きまして4,160万円となっております。

したがって、1億円+1億2,560万+1,980万、4,160万以下、1,980万、530万、530万、1,500万、500万、1,500万、500万、これを合計していただきますと3億1,780万円となっております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

ということは、5年度は、最終的には1億6,700万円を借りたよということでしょうかね。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

5年度の起債の発行総額は、17ページのあくまでも水道課水道整備事業債3億1,780万円を借りとるということですが、よろしいでしょうか。

○2番（兵頭 稔君）

4億8,400万。

○水道課主幹（二宮洋之君）

3億1,780万円。

○2番（兵頭 稔君）

5年度の全部の私が計算したら、6年1月29日から6年3月25日までの合計が4億8,400万になるんですけど、違いますか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

先ほど申し上げたように、今、合計された金額の中には、4年度発行分も含まれておりますので、4年度発行分の1億770万と2,590万円は差し引いていただかないと、金額は一致いたしません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問に。

○2番（兵頭 稔君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

了解。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

はい、分かりました。

それでは、質問1を終わりにして、質問2について質問をしてください。

○2番（兵頭 稔君）

質問2、町道について。

町道奈良川2号線の買上げについて、下記について伺います。

（1）買い上げた町道として使用していた土地の固定資産税は徴収されていたか伺います。

（2）町道認定した当時の地主と現在の地主が同一人物かを伺います。

（3）町内で他に未登記の町道はないかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第2番目の町道についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の買い上げた町道として使用していた土地の固定資産税は徴収されていたかとの御質問にお答えをいたします。

町道奈良川2号線の用地につきましては、現在、地権者と交渉中ではありますが、町道として使用しております土地の固定資産税につきましては、その面積が確定できておりませんので、現在も徴収している状況となっております。

次に、2点目の町道認定した当時の地主と現在の地主は同一人物かとの御質問であります。町道奈良川2号線につきましては、昭和57年6月24日に認定され、その後、国土調査による地番の変更や町道の新設・改良に伴い、起点と終点の見直しを実施しております。現在、交渉中の土地につきましては、平成11年3月26日に町道認定された筆が3筆ございまして、1筆が現在と同じ地主で、残りの2筆については、現在と同じ地主が9分の5の権利を有しておりました。

次に、3点目の町内ではほかに未登記の町道はないかとの御質問であります。町道用地の境界確定ができておりませんので、正確な未登記路線数は把握できておりませんが、航空写真と地籍図を見比べたおよその路線数ですと、現時点での未登記と思われる路線は、近永地区31路線、好藤地区12路線、愛治地区14路線、三島地区23路線、泉地区23路線、日吉地区7路線の合計110路線となっております。

これらの路線につきましては、主として、過去に寄附採納を受けて町道に認定した路線ですが、一部の土地については、所有者の相続登記がなされておらず、現在もなお、分筆登記と相続登記が困難なため、町への所有権移転登記ができない状況になっているものであります。

以上で、兵頭稔議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

ありませんか。

それでは、質問2の（2）について質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2の(3)についてありますか。

○2番(兵頭 稔君)

今ほどたくさんの方のまだ町道の未登記の分があるということなんですが、これについては、固定資産税は頂いているのか頂いていないのか。それとも、今後買い上げる予定があるのかどうかを伺います。

○町長(兵頭誠亀君)

建設課長が答弁いたします。

○建設課長(佐子 司君)

今ほどの兵頭議員の御質問ですが、固定資産税につきましては、面積が確定している部分につきましては、一部の町道で固定資産税を免除しているところがございます。確定していない部分につきましては、先ほどの町長の答弁と同じで、徴収している状況となっております。

今後、買い上げる予定はあるのかということでございますが、買上げではなくて、寄附でお願いをするという状況で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(程内 覺君)

よろしいですか。

○2番(兵頭 稔君)

はい。

○議長(程内 覺君)

それでは、次に、質問3について質問してください。

○2番(兵頭 稔君)

質問3、危機管理について。

11月9日、36万戸の停電がありました。そのときの役場の危機管理対策を下記について伺います。

(1) 危機管理対策マニュアルがあるのかを伺います。

(2) 太陽光発電を行って発電しているところに蓄電池購入の補助を出す考えはないか伺います。

(3) 太陽光発電のないところには、発電機購入の補助金を出す考えはないか伺います。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、兵頭稔議員の第3番目の危機管理についての御質問にお答えをいたしま

す。

まず、1点目の危機管理対策マニュアルがあるのかとの御質問であります。

地震や気象の自然災害等による停電については、鬼北町地域防災計画において、予防対策や迅速な復旧による電力供給の確保に万全を期すること等について定めております。

11月9日に発生した四国エリアの停電については、電気事業者が原因となる停電であったため、マニュアル等はありませんが、停電発生時において、停電の発生原因が不明で、地震や気象の自然災害等による停電の可能性があったことから、危機管理課の職員が参集し、インターネットなどにより、情報収集等を行っていました。

停電の時間が長くなっていたことから、インターネット等で停電の情報が得られない住民の皆様の不安を少しでも軽くするため、同報系防災行政無線で停電の規模や電気事業者によって復旧作業中である旨の放送を行う準備をしておりましたが、放送する直前になって、復旧作業が完了し、停電が解消されたところであります。

この停電については、後日、電気事業者から原因等について詳細な説明を受け、今後において、同様の停電が発生した場合の情報共有等についての確認を行ったところであります。

次に、2点目の太陽光発電を行って発電しているところに蓄電池購入の補助を出す考えはないかとの御質問であります。町では、地球温暖化防止を推進するため、平成27年度に、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱を制定し、蓄電池を住宅に設置する者に対し、上限10万円を限度に補助しております。

交付実績といたしましては、平成29年度から令和5年度の7年間で、59件の補助金交付（補助金額590万円）をしており、引き続き、停電対策用としても有効な蓄電池の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の太陽光発電のないところには、発電機購入の補助金を出す考えはないかとの御質問であります。町内各地区の自主防災組織に対して、防災備蓄品や資機材等の購入についての補助金制度があり、既に発電機を整備していただいている自主防災組織もございます。また、今年度は、企業版ふるさと納税制度により、ソーラーパネルで充電ができる蓄電池を寄附していただくことになっておりますので、これを町内56地区全ての自主防災組織に配備するよう計画をいたしております。

また、家庭においては、病気や重度の障がいにより、日常的に人工呼吸器やたんの吸引器、酸素濃縮器などの医療機器を使用する方々は、災害時の長期の停電により命の危険にさらされることがあります。在宅の場合には、長期間の停電時においても家

族が医療的ケアを行えるよう、複数の外部バッテリーとそれらを充電するための発電機を備えておく必要がありますので、本町においては、鬼北町日常生活用具給付等事業実施要綱に定める用具の種目に、非常用電源装置を追加し、災害時の長期停電に備えられるよう要綱の改正を行ったところであります。

以上で、兵頭稔議員の第3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問3の（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほど町長の回答で、もう少し停電が長引けば、無電で放送するというふうに言われたんですが、それはそういう設備がどこどこにあるのか、ちょっと教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの放送の件ですけれども、屋外のラップで放送がされているところにつきましては、バッテリーがありますので、そちらのほうで放送することとしております。数につきましては、ちょっと手元に資料がありませんので、正確な数字はありませんが、そちらの放送を活用して行うようにしております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

後でいいですけど、その箇所をね、ありましたら資料として頂いたらと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

後刻でよろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問3の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ありがたいことに10万円の補助ということで、今59件ということでございますが、今後ますますこんなことが、これ災害は起こると思うんで、10万円でなしに、もう少し上げていただくとか、そういうのを考えてほしいと思います。

以上で質問はしません。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

それでは、質問3の（3）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

補助金を出すというのは大変かなと思うんですけど、この56地区のこれももうちょっとたくさんの方にこの蓄電池を購入してもらえるように、多分今ほとんどスマホを持っていますので、スマホが長く停電が続くと使えなくなると思いますので、それをそこへ行けば充電ができるよということで、56地区では少ないんじゃないかなと思いますので、ちょっと考えていただいたらと思います。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問3の（2）は終わって、（3）の発電機購入の補助の質問の再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

今のです。

○議長（程内 覺君）

今のでいいですか。

そうしたら、質問3は以上で終わってよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

今、質問があったんで。

ここ十数年、各自主組織で自主防災組織を立ち上げていただいて、私は全地区にその自主防災組織がしっかりと根づいて、先日の地震があったときもですね、本当に危機感を持っていただいていたということがあって、私はこの56の組織が最後の砦といたしますか、自分自身の命を守るという点で行政の手が届かない、ちょっと時間、エリアとしてですね。まず最初にそこで活動していただくという点で、この56地区の防災組織というものを重点的に支援をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で質問3については終了します。

兵頭議員、質問4についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

質問4、近永駅について。

近永駅賑わい創出事業の関係で、まちの駅・近永ふれあい館の計画で下記について伺います。

（1）公募型プロポーザルの延期の理由を前回伺ったのですが、もっと詳しく伺いたいと思いますので、質問しました。

（2）JR四国から土地も購入済みであるが、トイレだけでも建て替えの計画がないのか伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第4番目の近永駅についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の公募型プロポーザルの延期の理由を問うとの御質問であります。JR近永駅につきましては、その改修整備に係る設計内容について、設計事業者による企画提案及び提案内容の審査により、契約候補事業者を選定するプロポーザル方式によって事業者を選定することとし、今年度補正予算への計上、また、予算成立後は、速やかに設計業務を進めるものとして、10月初めより、まちの駅・近永ふれあい館、これは仮称でありますけれども、新築工事基本設計及び実施設計業務とし、プロポーザル参加事業者の公募を行っていたものであります。

設計事業者の選定方法や改修スケジュールなど、その都度、全員協議会の中で御説明申し上げ、助言や御意見、御協力をいただく中、丁寧に準備を進め、今回、設計に係る契約候補事業者の公募を実施することとしておりました。

しかしながら、私が町政をお預かりした2期目の任期も来春4月に満了し、また、議員の皆様についても、任期満了を控え、任期満了後の来春には、執行部、議会とも新たな体制となる可能性も想定されることであり、熟慮した結果、やはりこの時期ではなく、来春、新たな体制において、事業者の選定や関連予算を含めた全体計画について、改めて説明・協議させていただくことが適切であると判断し、一旦延期としたところでございます。

次に、2点目のJR四国から土地も購入済みであるが、トイレだけでも建て替えの

計画がないのかとの御質問であります。今回、一旦延期といたしました、まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務のプロポーザルにおいては、必要諸室のうち、トイレについて、管理上、屋外からの出入口は設けず、施設内に入って使用できるトイレとするよう駅舎と一体的な改修が必要となるトイレ構造を想定していたところであり、現時点において、トイレのみの改修、建て替え等の計画はございません。

1点目の御質問で答弁いたしましたとおり、来春、新たな体制において、全体計画等を改めて説明、協議させていただくことが適切であると考えております。

現在の利用者の方々には、大変御不便をおかけいたしますが、予土線のヘビーユーザーである北宇和高校生をはじめ、多くの方々に将来にわたって気持ちよく通学・通勤してもらえる空間、鬼北の地にお越しになる方々の思い出になる時間を提供することも、鬼北町駅前周辺の賑わい創出として必要なステップであると考えております。御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の第4番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問4の（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

このプロポーザル実施要領というのを前回いただいておるんですけど、これをまた同じように新しくなった町長と議員さんで検討するという解釈でよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

そのように計画をいたす予定でございます。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

1はいいです。

○議長（程内 覺君）

（1）はよろしいですか。

そしたら質問4の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほど町長言われましたけど、トイレは室内からじゃないと使えないというふうに言われていますが、やっぱりふれあい館という考え方は、近永駅に来たらトイレがあるよという考えで、外からでも入れるというのが、普通私はトイレやと思うんですよ。

公衆トイレとしてつくれるように、これができないんだったら早急にトイレというのはつくるべきじゃないかなと思います。今のトイレでは、ちょっと普通一般の方が使うというのは、あんまりよろしくないんじゃないかなと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきましたトイレの考え方につきましては、答弁にもございましたが、動線等も考える中でですね、今回は一体的な設計ということを計画しておりました。しかしながら、来春、新たな体制で、改めて御説明を申し上げたいと考える中で、兵頭議員の御意見等も念頭にですね、また説明を尽くしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで兵頭稔議員の質問を終わります。

次に、11番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

末廣議員、質問1について質問を行ってください。

時間はただいまから60分です。

○11番（末廣 啓君）

議席番号11番、末廣啓でございます。

町長の3選出馬について伺います。

昨日の新聞報道で、事実上、出馬表明とも取れる記事が出ていましたが、記事の中で定例会で正式表明することだったので、通告書のとおり、改めてお伺いをしたいと思っております。

兵頭町長におかれましては、平成29年就任、令和3年4月に再選されて以来、あと半年余りで2期目の任期を終えられます。2期目の任期中には、新型コロナウイルス禍でイベントやスポーツ大会、会話等も制限・制約を強いられる中、また、社会経済も疲弊する中、補助金や協力金等をもって、適切、迅速に対応をされました。

また、広見中学校の改築や、きほくの里保育園の開園やサービス向上も実施され、教育環境の整備にも取り組まれました。

さらに、等妙寺旧境内遺跡の整備、近永町中にぎわいプロジェクトも継続され、観光面にも力を注がれています。

財政力に乏しい鬼北町でありながらも、健全な財政運営に努められ、「活気あるまちづくり」、「心豊かなまちづくり」を標榜されていることや、これまでの実績に対し、高く敬意を表します。

私は、今後、ますます鬼北町の発展・飛躍のために強いリーダーシップを持たれる兵頭町長に3選出馬を期待する1人であり、町民の皆さんの期待も大きいものと考えております。

兵頭町長の御決意をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の町長の3選出馬表明についての御質問にお答えをいたします。

町長として町政を担当させていただいてから、早いもので7年余りが経過いたしました。この間、与えられた責務を全うするため、山積する課題に真摯に向き合いながら、その解決に向けて全力で邁進してまいりました。

町民の方々、議員各位の御理解・御支援に深く感謝申し上げます。

先日のある宅建会社のアンケート調査で、幸福度ランキングにおいて、四国95市町村の中で、鬼北町が幸福度ランキング第6位にランクインしておりました。幸せを感じている理由として、町に誇りを持っているとの選択比率が大変高いとの結果であります。

鬼北町、そしてそれぞれの地域における地域愛をしっかりと抱いている町民の方々が数多くいらっしゃることに本当に驚かされました。

この状況は、最近培われたものではなく、我々の先達が幾多の困難を乗り越え培ってきた努力の結晶であり、しっかりと育て上げた財産であります。我々は、それをしっかりと受け継ぎ、次世代にバトンタッチしなければなりません。

一方で、鬼北町においては、様々な課題は蓄積しており、地域性、年齢、性別、職業等によって価値観が多様化していることもあり、全ての方々に課題解決に向けた取組、プロセスを納得していただくのは、本当に難しい時代だなども実感しております。

在職中は、先ほど末廣町議からお話がありましたように、鬼北町では過去に例のない大きな被害を受けた西日本豪雨災害の復興は、喫緊の課題として位置づけ、町民の皆さんが多く、早く元どおりの生活が送れるように、早期復旧を目指して、復興作業に取り組んでまいりました。

先ほど申されました世界を震撼させる新型コロナウイルス感染症拡大に対して、感染防止対策、経済振興対策、心のケアという3つの視点から、できる限りの施策を実施してまいりました。

さらに、1期目、2期目に公約に掲げておりました施策、安心・安全、災害に強いまちづくり、交通弱者対策、鳥獣害対策、地域医療の確保、地域資源を生かした持続可能な産業振興、子育て支援施策の充実、教育環境の整備につきましては、施策に必要なスピード感、あるいはじっくりと向き合う対話・協議、そしてともに進もうとする協働意識、その時々によって最適と判断するプロセスを選択しながら事業展開してまいりました。

このような中で、私は住民サービスの向上に向けて、さらなる不断の努力と、変わらぬ情熱が必要であると改めて痛感いたしているところであります。

私は、町民の皆様自らが、我がまち鬼北町を愛する心を持ち続けていただきたいと願い、鬼北愛という信念を胸に、今後、さらに鬼北町のまちづくりに全力を注いでまいりたいという強い思いを抱きました。

ここに再度、町長選挙に立候補することを表明いたします。

なお、公約等につきましては、もうしばらくお時間をいただきたいと存じます。

以上で末廣啓議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

はい、ありがとうございます。

大変前向きな力強い出馬表明だったと捉えております。間もなく2期8年が過ぎようとしておりますが、これまでに積み上げられてきた実績を基に、さらに鬼北町が間違いのない方向へと歩みを続けられますよう、また、力強く前進できますよう、これからもリーダーシップを発揮され、先頭に立ってお導きいただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（程内 覺君）

以上で一般質問を終わります。

日程第6、承認第7号、町長の専決処分（令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第5号））の承認についてを議題とします。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、承認第7号、町長の専決処分（令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第5号））の承認について、専決処分の報告をいたします。

鬼北キジ工房に設置している液体急速凍結機が経年劣化により、故障し、キジの屠鳥、商品加工に重大な支障を来しているため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、承認第7号、令和6年度一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

予算書及び本日お配りしております参考資料を併せて御覧ください。

はじめに歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページを御覧ください。

5款、1項、3目、農業振興費、14節、農業公社施設整備工事請負費2,500万円につきましては、キジ工房に設置しております液体急速凍結機が故障し、修理不能となったため、更新する費用を計上しております。

次に、歳入予算について説明いたしますので、予算書5ページをお開きください。

18款、2項、7目、地域振興基金繰入金、1節、地域振興基金とりくずし2,500万円は、液体急速凍結機の設置工事に係る額を取り崩すものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号、町長の専決処分（令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第5

号) ) の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第7、選挙第1号、鬼北町選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

本案は、現在の選挙管理委員及び同補充員の任期が、令和7年2月22日をもって任期満了となるので、その後任者を選挙するものです。

選挙管理委員及び同補充員については、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙することになっております。

その任期は、同法第183条の規定により、4年と定められております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定をいたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時44分

---

再開 午前11時45分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、指名します。

ただいま配付しました名簿のとおり、選挙管理委員には、谷口清美君、松本幸男君、渡邊甫君、大森千秋君。

同補充員には、坂中志郎君、清家基憲君、松田春男君、山本俊郎君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました方々が、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員にそれぞれ当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りをします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が示した順序に決定しました。

ここでしばらく休憩をします。

再開を13時といたします。

休憩 午前11時47分

---

再開 午後 1時00分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

午前中の兵頭議員の御質問に対応して、鬼北町防災マップを配付いたしましたので、よろしくお願いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

それでは、午前中の一般質問にありました、兵頭議員からの質問にありました、防災行政無線の箇所についてですが、現在お手元のほうに鬼北町の防災マップをお配りをさせていただいております。凡例のほうの施設等の下から7番目のラップのマークになっておりますけれども、こちらの箇所について防災行政無線のほうを設置をしております。町内全部で118か所の設置でございます。

説明につきましては、以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、議事を進めます。

日程第8、議案第65号、鬼北町病児・病後児保育施設設置条例の制定についてを議題とします。

町長から提案の理由を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第65号、鬼北町病児・病後児保育施設設置条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

病児・病後児保育事業の実施に当たり、鬼北町病児・病後児保育施設を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第20号、鬼北町病児・病後児保育施設設置条例の制定についてを御説明いたしますので、議案書6ページをお開きください。

この条例は、子ども子育て支援法第59条の規定に基づき、鬼北町病児・病後児保育施設の設置について条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

鬼北町病児・病後児保育施設設置条例。

第1条は、施設の設置について。第2条では、施設の名称、位置について定めております。第3条は、事業の内容について。第4条では、施設を利用する対象児童につ

いて定めております。第5条につきましては、利用料等について定め、第6条では、委任について定めております。

附則第1項では、この条例の施行日を公布の日から起算して、三月を超えない範囲内で施行することを定めており、7ページの附則第2項では、この条例の施行に関し、必要な準備行為は、施行前においても行うことができることを定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

この病児というのは、どの辺りまでの範囲を言うんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

病児の定義については、急性期で、今後、症状がどのように変化するかも分からない、全く未定がたたない、未定といいますか、症状の変化が予測できない、そういったお子様につきましては、やはり危険性もありますので、まず医療機関のほうで受診をしていただいて、医療機関のほうのかかりつけ医の先生が、この子どもさんの症状なら病児保育に預けても構わないよというような意見書、診断書を書いていただきます。そういった診断書を基に持参された方についてお預かりをするようにいたしますので、よほどの急性期の患者さんは、まずは医療機関のほうで診ていただいて、その後、利用できるかどうか、そちらのほうを判断していただくような形となっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

了解。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号、鬼北町病児・病後児保育施設設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第66号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第66号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

個人番号カード、またはスマートフォンに記録された利用者証明書用電子証明書を用いる方法により、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第21号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書9ページをお開きください。

この条例の一部改正は、印鑑登録証明書の交付についてマイナンバーカード、または移動端末設備を使用した多機能端末機による申請及び交付ができることを規定するため、条例の一部を改正するものであり、主な改正点について御説明させていただきます。

ます。

別紙の新旧対照表に基づき御説明いたしますので、そちらを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正をするものです。

1 ページを御覧ください。

第14条第2項は、印鑑登録証明の申請について規定したもので、登録者がマイナンバーカード、または移動端末設備に記録された利用者証明用電子証明書を用いる方法で申請したものを受理することができるよう条文の一部を改正するものです。

続きまして、2 ページを御覧ください。

第15条第2項は、印鑑登録証明書の交付について規定したものであり、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づき、スマートフォンに記録された利用者証明用電子証明書を用いてコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう規定を整備するものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書9ページをお開きください。

附則について説明いたします。附則、この条例は、令和7年3月3日から施行する。

以上で鬼北町条例第21号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

今、実際はできないんですけど、3月3日からできるということなんですが、手続をどういうふうにするかは、年寄りでも分かるようにできるのでしょうか。手続の方法。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

実際にコンビニエンスストアのほうで多機能端末機、いわゆるキオスク端末というのがあるんですけど、そちらを用いて印鑑登録証明書を発行するような形になります。

この施行日前には、広報などを通じて、また、そういった使い方ですとか、基本的

には店舗のほうで店員さんもお手伝いいただいたりしながら発行しているというふうなお話もお聞きしたりしますので、そういったところと併せて町のほうからも皆さんに御利用しやすいような周知に努めていきたいというふうに考えております。

○2番（兵頭 稔君）

町での手続は何にも要らないんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

既に今マイナンバーカードをお持ちの方の中にICチップが組み込まれていると思うんですが、そちらの情報を読み取った上で、印鑑登録証明書などを発行できるようになりますので。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、直接は、はい。

○町民生活課長（善家直邦君）

もしくはスマートフォンですね。スマートフォンとマイナンバーカード、こちらのどちらを使っても、スマートフォンの中にマイナンバーカードの情報が読み取りさえされておれば、そちらを使っても発行することができるようになっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

ちょっと理解があんまりできないんですけど、マイナンバーカードとスマホを持っていけば必ずできるけど、マイナンバーカードを登録していない人はできないというふうに解釈したらいいんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

マイナンバーカードがない場合には、御本人を証明するものはございませんので、もちろんコンビニエンス等での発行はできないということになろうかと思えます。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

議長、構わんですか。すみません。

そもそもこの案件は、数年前にコンビニエンスストアのほうでの発行も提案しては

どうかというふうな御意見をいただいておりますけれども、高齢者率が高い鬼北町においては、その利用について、利用率が低くなる可能性があるということで慎重にさせてもらいたいという答弁をいただいたんですけれども、ただ、近年の状況を見ますと、やはり若い方がいろんな方法で自分の必要なものを取る機会といたしますか、提供する方法を広げるべきだということもありまして、今回踏み切ったわけでございます。少し高齢の方には難しいと思われるかもしれませんが、試しにやっていただきたいなというところでしかお願いできませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

ほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第67号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第67号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員の報酬について見直しを行うとともに、令和6年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第67号、鬼北町条例第22号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

今回の改正は、鬼北町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員の報酬について見直すとともに、令和6年度人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて期末手当を「100分の5」を引き上げるものであります。

別紙配付しております新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

第1条の改正は、第6条の期末手当につきまして、第2項中、下線で示します現行の「100分の170」を右側改正後「100分の175」とするもので、令和6年12月の支給割合を改正するものであります。

新旧対照表2ページに参りまして、第2条の改正は、第6条の期末手当について傍線で示します現行「100分の175」を「100分の172.5」とするもので、令和7年度から6月と12月の支給割合を同率に改定するものであります。

続きまして、新旧対照表3ページに参りまして、3条の改正は、議会の議長・副議長及び議員報酬について、下線で示すとおり、議長の月額を現行24万円を26万4,000円、副議長の月額を現行18万8,000円を20万7,000円、議員の月額を現行17万3,000円を19万1,000円とするもので、鬼北町特別報酬等審議会の答申に基づき改定をするものであります。

議案書11ページにお戻りください。

附則について御説明いたします。第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

経過措置としまして、第2項第1条による改正後の規定は、令和6年12月1日か

ら適用する。

第3項第3条による改定後の規定は、この条例の施行の日以降、初めてその期日を告示される鬼北町議会議員の一般選挙から適用する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

この3条の議員の報酬の変更なんですけど、何を元に議長が26万、副議長が20万、議員が19万という、この金額の根拠を教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

はい、失礼いたします。

改正した額の根拠ということでございますが、令和5年12月14日に議会の特別委員会のほうから町長のほうへ報酬審議会の開催の要請がありまして、それに基づきまして、町長のほうから特別報酬等審議会のほうへ諮問をいたしました。その中で、3回にわたる審議会を開催いたしまして、審議委員さんのほうで御審議をいただきました。

第2回目につきましては、議会のほうから議長さん及び当時、元の特別委員会委員長の芝議員さんにもお越しいただいて御説明をいただいて、質疑応答等にもお答えいただいたところであります。

その中で、委員さんの御意見といたしましては、20年近く報酬が変わってないのでも上げることは仕方ないけれども、昨今の国政の状況で30%引き上げるというのは現実的ではない、あるいは30%上げず、10%程度であろう、あるいは上げるのはやむを得ないが、上げ幅については定数削減によって減る費用、それを減少して充てるぐらいなら、町民に対しても無理のない説明ができるのではないかと、そういった御意見をまとめて答申がなされたところであります。

その結果、現行額の10%増という形で答申がなされたところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

○4番（中山定則君）

修正動議を提出します。

○議長（程内 覺君）

ここで、しばらく休憩します。

再開を13時35分とします。

休憩 午後 1時21分

---

再開 午後 1時35分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対しては、中山定則議員ほか1名から、お手元に配付しました修正の動議が提出をされています。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○4番（中山定則君）

議案第67号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議。

発議者、鬼北町議会議員、中山定則。賛成者、鬼北町議会議員、高橋聖子です。

趣旨説明を行います。

修正する内容は、第3条を削る。附則第3項を削るで、月額報酬額の改正部分を削除し、今回は議員報酬を改正しないとするものです。

修正理由は、議員の月額報酬の改正額算定根拠に異議があるためです。

月額報酬額の改正部分は、鬼北町特別職報酬等審議会の答申を尊重されて上程されたものでありますが、答申は、報酬の増額は減った定数分で賄うという町民意見があったように、年額総額が現行を大幅に超えない10%程度の増額とすることが妥当で

あると考えるでした。

確かに町民の方の中には、このような御意見もあるとは思いますが、月額報酬の改正額算定根拠として適当でないと思います。

30年間変わっていない現行の額が、地方分権時代の今日、議員として職務を遂行し、具体的な政策の最終決定、行財政運営の批判と監視という職責を果たすに足るかという検証をし、見直してほしいと思います。

見直しに当たっては、鬼北町議会の特別委員会で調査・研究した議会議員活動を考慮した原価方式、全国の類似団体、県内他町との比較などが参考になると思います。

以上で修正動議の趣旨説明を終わります。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行いますが、起立が。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時39分

---

再開 午後 1時40分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この採決は、起立によって行いますが、起立困難な方は挙手でも結構です。

まず、本案に対する中山定則議員ほか1名から提出されました修正案について、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第67号の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立なし)

○議長(程内 覺君)

起立ゼロです。

したがって、議案第67号の修正部分を除く部分は否決されました。

日程第11、議案第68号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第68号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長等の報酬について見直しを行うとともに、令和6年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、議案第68号、鬼北町条例第23号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

今回の改正は、鬼北町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長等の報酬について見直すとともに、令和6年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて、鬼北町特別職、町長、副町長、教育長について期末手当を「100分の5」引き上げるものです。

別途お配りしております新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

第1条の改定は、第4条の期末手当について、第2項中、下線で示します現行「100分の170」を「100分の175」とするもので、令和6年12月の支給割合を改正するものです。

2ページに参りまして、第2条の改正は、第4条の期末手当につきまして、下線で示します現行「100分の175」を「100分の172.5」とするもので、令和7年から6月と12月の支給割合を同率に改定するものであります。

3ページに参りまして、第3条の改定は、別表の給料額につきまして、傍線で示します町長の給料月額を現行73万1,000円を75万4,000円、副町長の給料月額を現行58万4,000円を60万3,000円、教育長の給料月額を現行52万円を53万7,000円とするもので、鬼北町特別職報酬等審議会の答申に基づき、改定するものであります。

議案書13ページにお戻りください。

附則について御説明いたします。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

経過措置、第2項第1条による改正後の規定は、令和6年12月1日から適用する。

第3項第3条による改定後の規定は、この条例の施行の日以降、初めてその期日を告示される鬼北町長の一般選挙から適用する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第69号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第12、議案第69号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和6年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、議案第69号、鬼北町条例第24号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書15ページをお開きください。

今回の改正は、令和6年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて期末手当、勤勉手当及び給料月額等を引き上げるものです。

別紙新旧対照表で御説明いたします。

1ページ、第1条の改正を御覧ください。

まず、第18条の2、初任給調整手当について、医療職に新たに採用された職員に係る当該手当の限度額について、下線で示します現行月額41万5,600円を月額41万6,600円とするものです。

次に、第19条、期末手当について。第2項の正規の職員について、下線で示します現行「100分の122.5」を「100分の127.5」とし、第3項、定年前再

任用短時間勤務職員については、下線で示します現行「100分の68.75」を「100分の71.25」とするものであります。

次に、1ページの下から2ページにわたります、勤勉手当につきまして、第2項第1号、正規の職員について、下線で示します「100分の102.5」を「100分の107.5」とし、同項第2号、定年前再任用短時間勤務職員については、下線で示します現行「100分の48.75」を「100分の51.25」とするものであります。

3ページから20ページにつきましては、別表第1、行政職給料表及び別表第2、医療職給料表1並びに別表第3、医療職給料表2の給料月額を改定するものであります。初任給をはじめ、若年層に重点を置いた改正となっております。

次に、新旧対照表の21ページに参りまして、2条の改正であります、今回の期末手当、勤勉手当の引上げ率を適用し、令和7年から、6月と12月の支給月数を同率に改定するものであります。

第19条、期末手当について、第2項、正規職員について、下線で示す現行「100分の127.5」を「100分の125」とし、第3項、定年前再任用短時間勤務職員については、下線で示す「100分の71.25」を「100分の70」とするものであります。

次に、21ページの下半分から22ページにわたりますが、第19条の4、勤勉手当につきまして、第2項第1号、正規職員について、下線で示します現行「100分の107.5」を「100分の105」とし、同項第2号、再任用短時間勤務職員については、下線で示す現行「100分の51.25」を「100分の50」とするものでございます。

議案書の26ページへお戻りください。

附則について御説明いたします。

施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2項第1条の規定による改正後の鬼北町職員の給与に関する条例第18条の2第1項及び別表第1から別表第3までの規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第19条第2項及び第3項の規定は同年12月1日から適用する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第69号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第70号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第13、議案第70号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和6年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、議案第70号、鬼北町条例第25号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書29ページをお開きください。

今回の改正は、令和6年度人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正したため、当該条例を準用しております鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について所要の改正を行うものがあります。

別紙資料、新旧対照表で御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第1条の改定は、附則第2項中、下線で示します「100分の122.5」を「100分の127.5」に改めるもので、準用する正規職員の12月期に支給する期末手当の支給割合について改正があるため、所要の改正を行うものであります。

1ページから6ページにつきましては、別表1で規定しております行政職給料表の給料月額を改定するものであります。

7ページを御覧ください。

第2条の改定は、附則第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改めるもので、準用する正規職員の令和7年6月以降に支給する期末手当の支給割合について改正があるため、所要の改正を行うものであります。

議案書のほうの32ページにお戻りください。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2項第1条の規定による改正後の鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第71号、鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第71号、鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

高校生世代への医療費の助成については、学生以外の者等は、助成の対象外としていたが、それらの制限を撤廃し、助成方法を償還払い方式から現物給付方式へ変更するため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、鬼北町条例第26号、鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書34ページをお開きください。

この条例の一部改正は、子どもの健全な育成に寄与し、児童福祉及び町民の利便性の向上を図ることを目的に、子どもの医療費助成条例の一部を改正するものであり、主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき御説明いたしますので、そちらを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すよう改正するものであります。

1 ページを御覧ください。

第2条第1項は、子どもの定義について規定したもので、乳幼児、児童または高校生等である者を、改正により出生の日から18歳に達した日以後の最初の3月末日ま

での間にある者のとするものです。

第2条第4項は、女性の方法が一律となり、学生以外の者等を助成対象外としていた制限を撤廃したことから、高校生等の定義が必要ないため、削除をするものであります。

第3条は、受給資格者について規定したのですが、現行では、学生以外のものや婚姻したもの、親権を有しているものなどは、助成の対象外でしたが、改正後は18歳までに婚姻した場合や、親権者となった場合、また健康保険の被保険者となった場合等も監護されていない子どもとして受給資格者とすることを明記したものです。

続いて、2ページの第6条第3項は、高校生等に係る医療費助成について、現行では医療機関で支払いを行った後、受給資格者が領収書を添付した請求に基づき助成をする、いわゆる償還払い方式と規定されておりましたが、本改正により、医療機関等の窓口で受給者証を提示することで、窓口で支払う保険診療による一部負担金の支払いに変えることができる、いわゆる現物給付方式に変更することから、高校生等に係る医療費の助成の方法について削除し、また関連する助成制限を規定した第5条第2項も併せて削除するものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書34ページをお開きください。

附則について御説明いたします。附則、第1項、この条例は、令和7年4月1日（以下、施行日という）から施行する。ただし第4条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

第2項、この条例による改正後の鬼北町子ども医療費助成条例（以下、新条例という）の規定は、施行日以後の診療等に係る医療費について適用し、施行日前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

第3項、新条例の規定に基づく手続、その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

以上で鬼北町条例第26号、鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号、鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第72号、鬼北町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第72号、鬼北町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第72号、鬼北町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書35ページをお開きください。

今回の条例改正は、介護保険法の見直しにより、地域包括支援センターにおける職

員配置については、人材確保が困難になっている現状を踏まえ、職員配置の柔軟化等に対応するため、鬼北町包括的支援事業の実施に関する基準を定める介護保険条例の一部について所要の改正を行うものです。

別紙の新旧対照表に基づき、具体的な内容について説明いたしますので、そちらを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものであります。

1 ページをお開きください。

第4条第1項の地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数につきましては、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めたとき、換算法によることができる」と明記されました。

第4条(3)の主任介護支援専門員につきましては、取消しされた部分は、省令第140条の6第1号イ(3)に含まれ、削除されました。

2 ページをお開きください。

第4条の第2項には、前項の規定に関わらず、地域包括支援センター運営協議会が認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1つの区域として、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、同項各号に掲げる職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置する場合は、常勤の職員及び員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とするとなっております。

鬼北町の場合は、第1号被保険者は4,000人余りですが、地域包括支援センターは1か所であるため、これには該当しません。よって、3職種は必要となります。

第4条の第3項は、第1号被保険者の数が3,000人未満の地域包括支援センターの職員についての記述ですが、表現の仕方が変わっているだけですので、お目通しをお願いします。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書36ページにお戻りください。

附則について説明いたします。附則、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第27号、鬼北町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第72号、鬼北町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第73号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第16、議案第73号、鬼北町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町消防団の団員の定数を見直すとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律第8条の規定に基づき、消防団の強化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、危機管理課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○危機管理課長(東 英範君)

それでは、議案第73号、鬼北町条例第28号、鬼北町消防団の定員、任免、給与、

服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

38ページをお開きください。

この条例は、鬼北町消防団員の定数を見直すとともに、機能別団員制度の導入により、消防団の強化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、お手元にお配りしております新旧対照表に沿って御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

第4条は、条例名称に合わせ定数を定員に、人口減少に伴う団員の減少、機能別団員制度の導入により、567人を454人に改め、公務災害補償、退職報償金について、第2項から第4項を加え、団員の種別を規定するため、第4条の2第1項から第3項を加えるものです。

次のページ、2ページを御覧ください。

組織階級の見直しと機能別団員制度の導入により、第5条第2項及び指揮隊長を削除し、第4項、団員を基本団員に改め、第5項を加え、第6条の指揮隊長を削除し、第16条、団員の次に括弧書きを加え、退職金を退職報償金に改めるものです。

次のページ、3ページを御覧ください。

別表第1の指揮隊長を削除し、その他の団員をその他の基本団員に改め、機能別団員1万5,000円を加えるものです。

議案書38ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第74号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第17、議案第74号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

捕獲した有害鳥獣を加工処理施設まで運搬する冷凍車を配備するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、財産の種類 農林課冷凍車。

2、備品内訳 別紙のとおり。

3、取得金額 819万5,000円。

4、契約の方法 指名競争入札。

5、契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字上鍵山91番地、株式会社日吉自動車代表取締役、林健二であります。

なお、詳細につきましては、議案書40ページ及び事前にお配りしております資料を御覧ください。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(程内 覺君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第74号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日13日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長(末廣 啓君)

起立願います。

礼。

(午後 2時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 7 番）

鬼北町議会議員（ 8 番）